

一般社団法人和歌山県サッカー協会退職金規程

第1条 (目的)

この規程は、就業規則（以下「規則」という）第40条により、事務局職員の退職金について定めたものである。

第2条 (適用範囲)

退職金は勤続1年以上の事務局職員が退職又は役員に就任した場合に、その者（死亡による退職の場合はその遺族）に支給する。

- 2 退職事由が、第6条第1項の各号に該当する場合は、勤続3年以上の事務局職員に退職金を支給する。

第3条 (適用除外)

この規程は、臨時、パートタイマー及びアルバイトについては適用しない。

第4条 (退職金計算の基礎額)

退職金の計算を行う場合の基礎となる額は、退職時の基本給とする。

第5条 (端数処理)

退職金の計算において、100円未満の端数が生じたときは、100円に切り上げる。

第6条 (自己都合による算式)

次の第1号の各事由により退職した場合は、第2号に定める算式により算出した額を退職金として支給する。

(1) 事由

- ① 自己の都合で退職する場合
- ② 私傷病により、その職に耐えず退職する場合
- ③ 休職期間満了による場合

(2) 算式

基礎額×支給率（別表①）

第7条 (会社都合による算式)

次の第1号の各事由により退職した場合は、第2号に定める算式により算出した金額を退職金として支給する。

(1) 事由

- ① 会社の都合により解雇する場合
- ② 死亡した場合
- ③ 定年に達した場合
- ④ 業務上の傷病による退職の場合
- ⑤ 早期退職優遇制度を適用した場合

(2) 算式

基礎額×支給率（別表②）

第8条 (勤続年数の計算)

この規定における勤続年数の計算は、入社の日より退職の日（死亡の場合は死亡日）までとし、1年未満の端数は月割りで計算し、1ヶ月未満の日数は16日以上を1ヶ月に繰り上げ、15日以下は切り捨てる。

2. 規則第34条の「試用期間」は勤続年数に算入する。

(一社)和歌山県サッカー協会

3. 規則第36条の「休職期間」は、第3号を除き原則として勤続年数に算入しない。

第9条 (不支給若しくは減額支給)

事務局職員の退職が、規則第62条の「懲戒解雇」に該当する場合には、原則として退職金を支給しない。但し、情状によって支給率を減じて支給することがある。

- 2 事務局職員が会社の承認を受けないで無断退職した場合には、退職金を支給しない。

第10条 (役員就任の場合)

事務局職員が会社の役員に就任した場合は、退職金を満額支給する。

第11条 (特別退職金の加算)

事務局職員で在職中特に功労のあった退職者に対しては、別に特別功労金を退職金に付加することがある。

第12条 (退職金の支給)

退職金は退職の日より1ヶ月以内に支給する。

第13条 (退職金の支給方法)

退職金は、事務職員が指定した金融機関の本人名義の預貯金口座に振込むことによって支給する。ただし、事務職員がこれに同意しない場合には、全額を通貨によって直接本人に支給する。

第14条 (受給権者)

退職金の受給権者は、原則として事務局職員本人とする。但し、死亡退職の場合は、事務局職員の遺族で会社が正当と認めた者に支給する。

- 2 前項の遺族は労働基準法施行規則第42条ないし第45条の遺族補償の順位による。

附 則

この規程は、平成22年4月1日より施行する。

この規程は、令和6年1月13日より施行する。

(一社)和歌山県サッカー協会

(別表①) 自己都合の場合の退職金支給率

勤続	支給率	勤続	支給率	勤続	支給率
1年	0	11年	6.87	21年	26.50
2年	0	12年	8.03	22年	29.78
3年	1.48	13年	9.27	23年	33.19
4年	2.02	14年	10.60	24年	36.85
5年	2.59	15年	11.98	25年	39.65
6年	3.14	16年	14.08	26年	40.25
7年	3.73	17年	16.21	27年	40.85
8年	4.32	18年	18.47	28年	41.45
9年	4.95	19年	20.87	29年	42.05
10年	5.79	20年	23.36	30年以上	42.65

(別表②) 会社都合の場合の退職金支給率

勤続	支給率	勤続	支給率	勤続	支給率
1年	0.73	11年	9.01	21年	29.85
2年	1.41	12年	10.45	22年	32.35
3年	2.07	13年	11.99	23年	34.97
4年	2.73	14年	13.65	24年	37.75
5年	3.50	15年	15.43	25年	39.65
6年	4.14	16年	17.58	26年	40.25
7年	4.92	17年	19.87	27年	40.85
8年	5.71	18年	22.26	28年	41.45
9年	6.56	19年	24.80	29年	42.05
10年	7.67	20年	27.45	30年以上	42.65